

教生学第 376 号  
平成 26 年 6 月 30 日

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）  
学校教育局健康・体育課長

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の結果について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課から、別添写しのとおり事務連絡がありましたので通知します。

については、管内の道立学校及び市町村教育委員会に対し周知するとともに、各学校において、本調査結果を参考にしつつ、平成 22 年 5 月 17 日付け教生学第 136 号通知の趣旨を踏まえた適切な対応がなされるよう、指導・助言願います

〔 生徒指導・学校安全グループ 〕  
〔 学校保健・体育グループ 〕



事務連絡  
平成26年6月18日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課  
各都道府県担当課 御中  
附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の結果について

この度、標記について、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。皆様におかれましては、調査票の提出に当たり、御協力いただきありがとうございました。

各都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各都道府県知事部局におかれては、所轄する学校に対して、附属学校を置く各国立大学法人におかれては、附属学校に対して、このことについて周知いただくとともに、各学校において、この調査結果も参考にしつつ、平成22年4月23日付事務連絡の趣旨に改めて配意いただき、適切な指導・助言をお願いいたします。

なお、文部科学省としては、今後、この調査結果を踏まえ、有識者等の意見も聞きながら、学校現場へ必要な情報提供等を検討して参りたいと思います。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局  
児童生徒課指導調査係  
清水、高橋、権太(ごんだ)  
電話 03-5253-4111(内線3291)  
03-6734-3297(直通)

事務連絡

平成22年4月23日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課  
各都道府県担当課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課

御中

初等中等教育局 児童生徒課

スポーツ・青少年局 学校健康教育課

児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について（通知）

児童生徒に対する教育相談に関しては、これまでも、児童生徒一人一人の心情に最大限配慮した取組をお願いしているところであり、各学校等においては、様々な取組がなされているところですが、児童生徒が抱える問題は多様化し、ますます複雑になっております。

こうした中、先日、性同一性障害のある児童生徒に係る対応も報道等で取り上げられました（別添参照）。性同一性障害のある児童生徒は、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であり、学校での活動を含め日常の活動に悩みを抱え、心身への負担が過大なものとなることが懸念されます。こうした問題に関しては、個別の事案に応じたきめ細やかな対応が必要であり、学校関係者においては、児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止め、児童生徒の立場から教育相談を行うことが求められております。

したがって、各学校においては、学級担任や管理職を始めとして、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、保護者の意向にも配慮しつつ、児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、児童生徒の心情に十分配慮した対応をお願いいたします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知徹底を図るとともに、性同一性障害を始めとする新たな課題についても学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言をお願いします。

本件担当：児童生徒課 企画係  
電話 03-5253-4111（内線 2559）



平成26年6月13日

## 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について

文部科学省では、学校における性同一性障害に係る対応を充実させるための情報を得ることを目的に、学校における性同一性障害に係る対応に関する状況を調査し、このほどその状況を取りまとめましたので、公表いたします。

### 1. 報告のあった件数

合計 606 件（戸籍上男・女の両方を含む）

### 2. 戸籍上の性別

①男：39.1%（237 件）

②女：60.4%（366 件）

③無回答：0.5%（3 件）

### 3. 学校段階

①小学校低学年：4.3%（26 件）

②小学校中学年：4.5%（27 件）

③小学校高学年：6.6%（40 件）

④中学校：18.2%（110 件）

⑤高等学校：66.5%（403 件）

※ 今回の調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答するものであり、これら今回報告のあった件数、戸籍上の男女比、学齢別の分布は、必ずしも、学校における性同一性障害を有する者及びその疑いのある者の実数を反映しているものとは言えないと考えている。

※ 調査及び結果の概要は別紙参照。

〈担当〉初等中等教育局児童生徒課

課長 内藤 敏也（内線 2385）

課長補佐 中安 史明（内線 2388）

指導調査係長 清水 大督（内線 3291）

電話：03-5253-4111（代表）

03-6734-3297（直通）

## 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について

### 1. 調査概要

#### (1) 目的

学校における性同一性障害に係る対応に関する現状把握を行い、全体的な状況及び配慮の具体的内容など、学校における性同一性障害に係る対応を充実させるための情報を得ることを目的とする。

#### (2) 対象学校

国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（特区制度により株式会社等が設置する小学校、中学校、高等学校を含む）、及び特別支援学校（除：幼稚部）

※ 各都道府県教育委員会等を通じて調査

#### (3) 対象時期

平成25年4月～12月

#### (4) 「性同一性障害に関する教育相談等」について

- ① 本調査の対象となる「性同一性障害に関する教育相談等」とは、児童生徒本人が性別違和感を持ち、かつ児童生徒本人又は保護者が性同一性障害であるとの認識を有している場合であって、「児童生徒又は保護者がその児童生徒本人の自己認識を学校の教職員に開示している」（「児童生徒又は保護者が学校における生活上の特別な配慮を求めている」場合を含む。）場合であるものとする。
- ② 本調査において、上記①以外の場合について、学校独自の判断で児童生徒を性同一性障害として扱うことがないよう留意すること。
- ③ 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」における「性同一性障害」の定義は、下記参考のとおりであるが、本調査においては、医師の診断の有無にかかわらず、児童生徒又は保護者の認識に基づき判断するものとする。
- ④ 相談者である児童生徒本人及びその保護者の心情の尊重を最優先事項とし、相談者が本調査に対して回答することを望まないケースについてまで報告を求めものではないこと。
- ⑤ 学校において既に把握している教育相談等の事例のみを調査対象とするものであり、新たに児童生徒及び保護者に対して調査を行わないこと。

(参考)「性同一性障害者」の定義

この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であつて、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

(「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」第二条より)

(5) 調査項目

【A. 調査票を提出する場合に必ず回答を求めた項目】

戸籍上の性別、学校段階、特別の配慮をしているか否か(特別の配慮をしている場合、その具体の項目)

【B. 調査票を提出する場合に可能な範囲での任意回答を求めた項目】

医療機関への受診の有無、性同一性障害としての診断の有無、他の児童生徒や保護者に対する取扱(秘匿しているか否か)、学校の体制、現状、課題等

**2. 結果概要**

(1) 報告のあった件数

合計 606 件(戸籍上男・女の両方を含む)

※今回の調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答するものであり、この件数は、必ずしも、学校における性同一性障害を有する者及びその疑いのある者の実数を反映しているものとは言えないと考えている。

(2) 戸籍上の性別

①男 : 39.1% (237 件)

②女 : 60.4% (366 件)

③無回答 : 0.5% (3 件)

※今回の調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答するものであり、この戸籍上の男女比は、必ずしも、学校における性同一性障害を有する者及びその疑いのある者の実数を反映しているものとは言えないと考えている。

### (3) 学校段階

- ①小学校低学年：4.3%（26件）
- ②小学校中学年：4.5%（27件）
- ③小学校高学年：6.6%（40件）
- ④中学校：18.2%（110件）
- ⑤高等学校：66.5%（403件）

※今回の調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答するものであり、この学齢別の分布は、必ずしも、学校における性同一性障害を有する者及びその疑いのある者の実数を反映しているものとは言えないと考えている。

### (4) 特別の配慮をしているか否か（特別の配慮をしている場合、その具体の項目） 【複数選択】

（参考）特別な配慮の事例

項目	回答のあった事例
服装（制服有）	・ 自認する性別の制服着用を認める。 ・ 体操着登校を認める。
服装（制服無）	・ スカートで登校しているが本人の意思を尊重している。 （小学校高学年、戸籍上男）
髪型	・ 男子生徒の標準的な髪型よりも長い髪型を清潔さを損なわない範囲で認める。（高等学校、戸籍上男）
学用品	・ 名前シールなどの男女の色分けをできるだけ避ける。 ・ 自認する性別のスリッパ着用を認める。
更衣室	・ 保健室の利用を認める。 ・ 多目的トイレを更衣室として使用することを認める。
トイレ	・ 職員トイレ・多目的トイレの使用を認める。 ・ トイレは授業中に行くよう配慮している。
通称の使用	・ 校内文書を通称で統一する。 ・ 公式行事では通称で呼ぶ。
授業（体育又は保健体育）	・ 自認する性別のグループに入れるようにする。 ・ 本人用に別メニューを設定する。
水泳	・ 上半身が隠れる水着の着用を認める。（戸籍上男） ・ 補習として別日に実施する。 ・ レポート提出で代替する。
授業（体育及び保健体育以外）	・ 自認する性別として名簿上扱う。 ・ 男女混合グループを作り発言しやすい環境を整備する。

(参考) 特別な配慮の事例

項 目	回答のあった事例
運動部での活動	・ 自認する性別の活動に参加することを認める。
宿泊研修 (修学旅行含む)	・ 1人部屋を使用することを認める。 ・ 入浴時間をずらす。
他の児童 への説明	・ 入学直後に本人及び担任から全校生徒に対し説明する。 ・ 本人の希望により説明していない。
保護者・PTA への説明	・ 入学時に保護者会で説明する。 ・ 本人の希望により保護者へは告げていない。
その他	・ 全ての生徒を「さん」付で呼称するよう統一する。 ・ 内科検診を別途実施する。



## 【A. 調査票を提出する場合に必ず回答を求めた項目】

### ①全体

特別な配慮有の事例は約6割、配慮無の事例は約4割となっている。

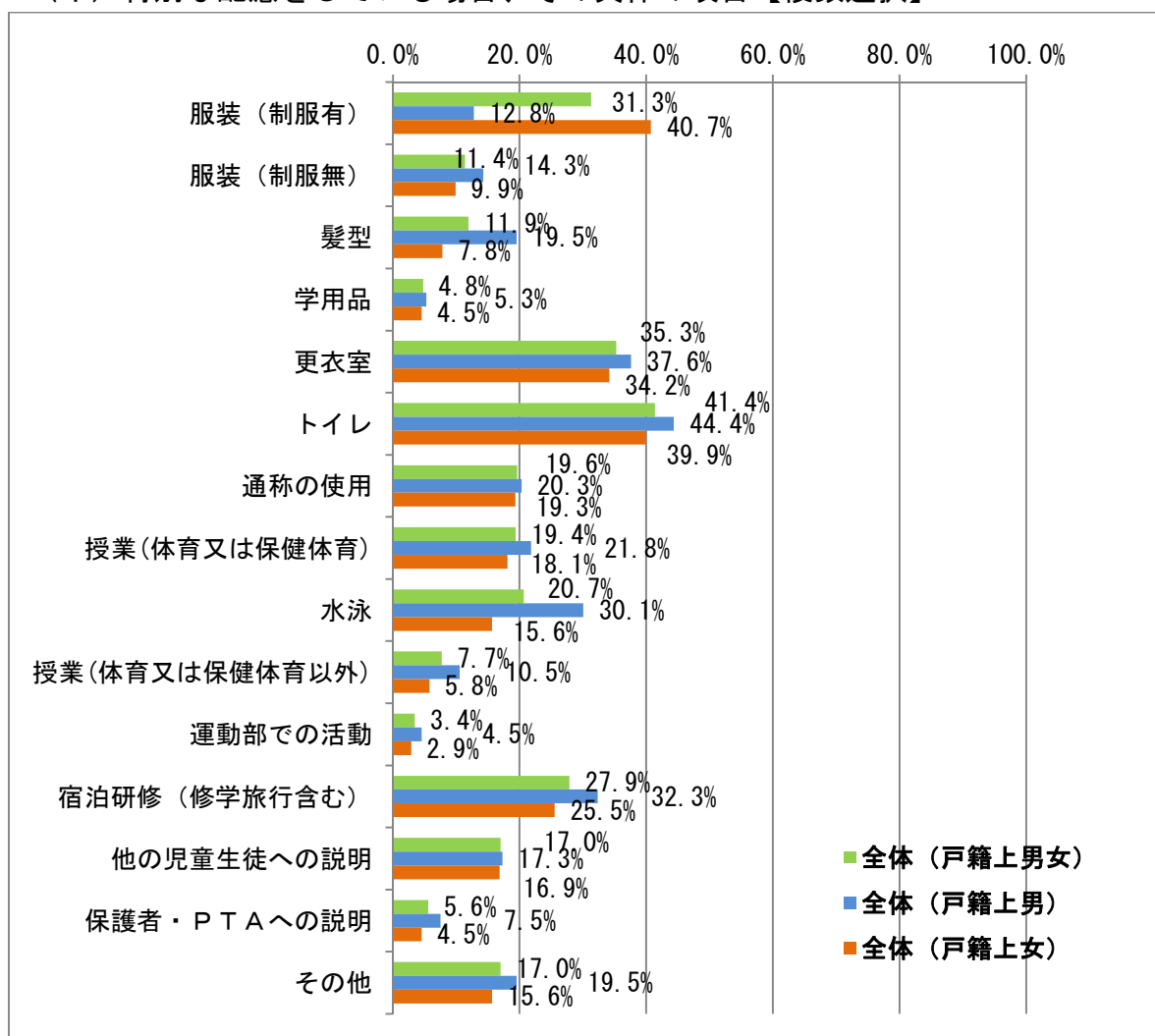
配慮無の事例について、理由は問うていないが、児童生徒本人が特別な配慮を求めていること等を踏まえ、敢えて配慮していないという事例も比較的事例も伺えた。

#### (ア) 特別な配慮

	配慮有	配慮無	無回答	回答数(件)
全体(戸籍上男女)	62.2%	37.6%	0.2%	606(※)
全体(戸籍上男)	56.1%	43.9%	0.0%	237
全体(戸籍上女)	66.4%	33.3%	0.3%	366

(※) 戸籍上の性別の記載無の回答3件を含む。

#### (イ) 特別な配慮をしている場合、その具体の項目【複数選択】

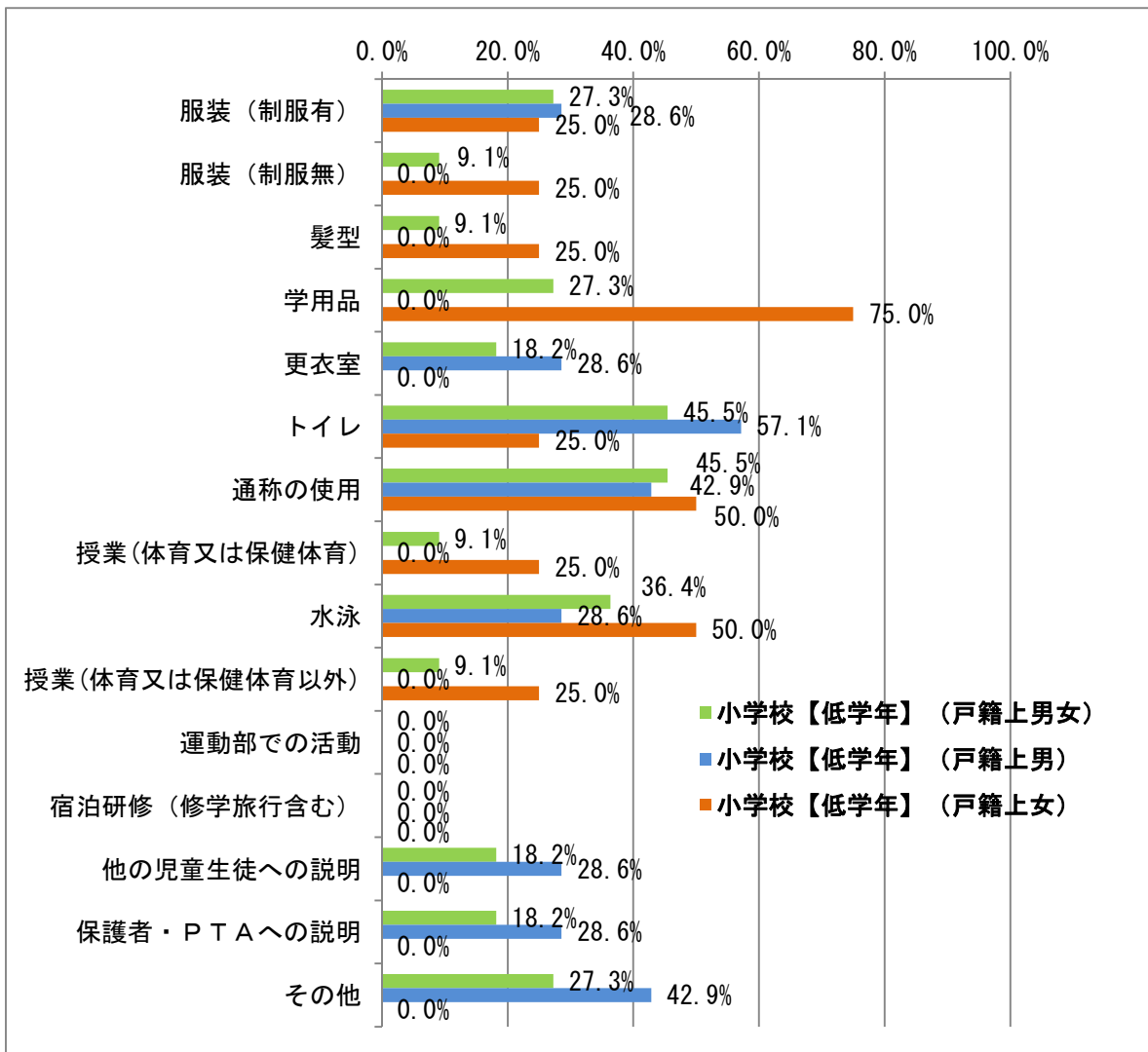


②小学校（低学年）

(ア) 特別な配慮

	配慮有	配慮無	無回答	回答数(件)
小学校【低学年】(戸籍上男女)	42.3%	57.7%	0.0%	26
小学校【低学年】(戸籍上男)	36.8%	63.2%	0.0%	19
小学校【低学年】(戸籍上女)	57.1%	42.9%	0.0%	7

(イ) 特別な配慮をしている場合、その具体の項目【複数選択】

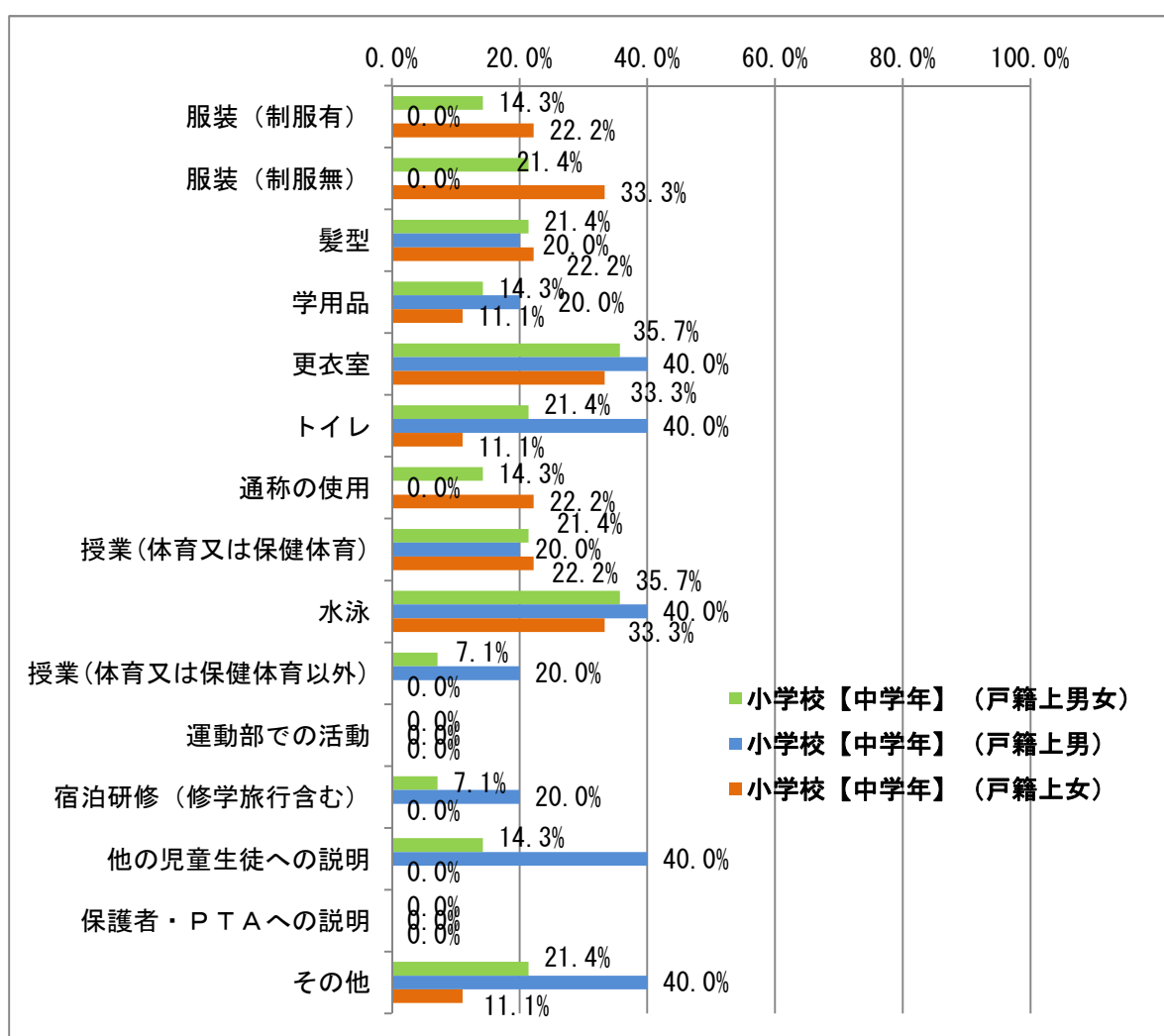


### ③小学校（中学年）

#### （ア）特別な配慮

	配慮有	配慮無	無回答	回答数(件)
小学校【中学年】(戸籍上男女)	51.9%	48.1%	0.0%	27
小学校【中学年】(戸籍上男)	33.3%	66.7%	0.0%	15
小学校【中学年】(戸籍上女)	75.0%	25.0%	0.0%	12

#### （イ）特別な配慮をしている場合、その具体の項目【複数選択】

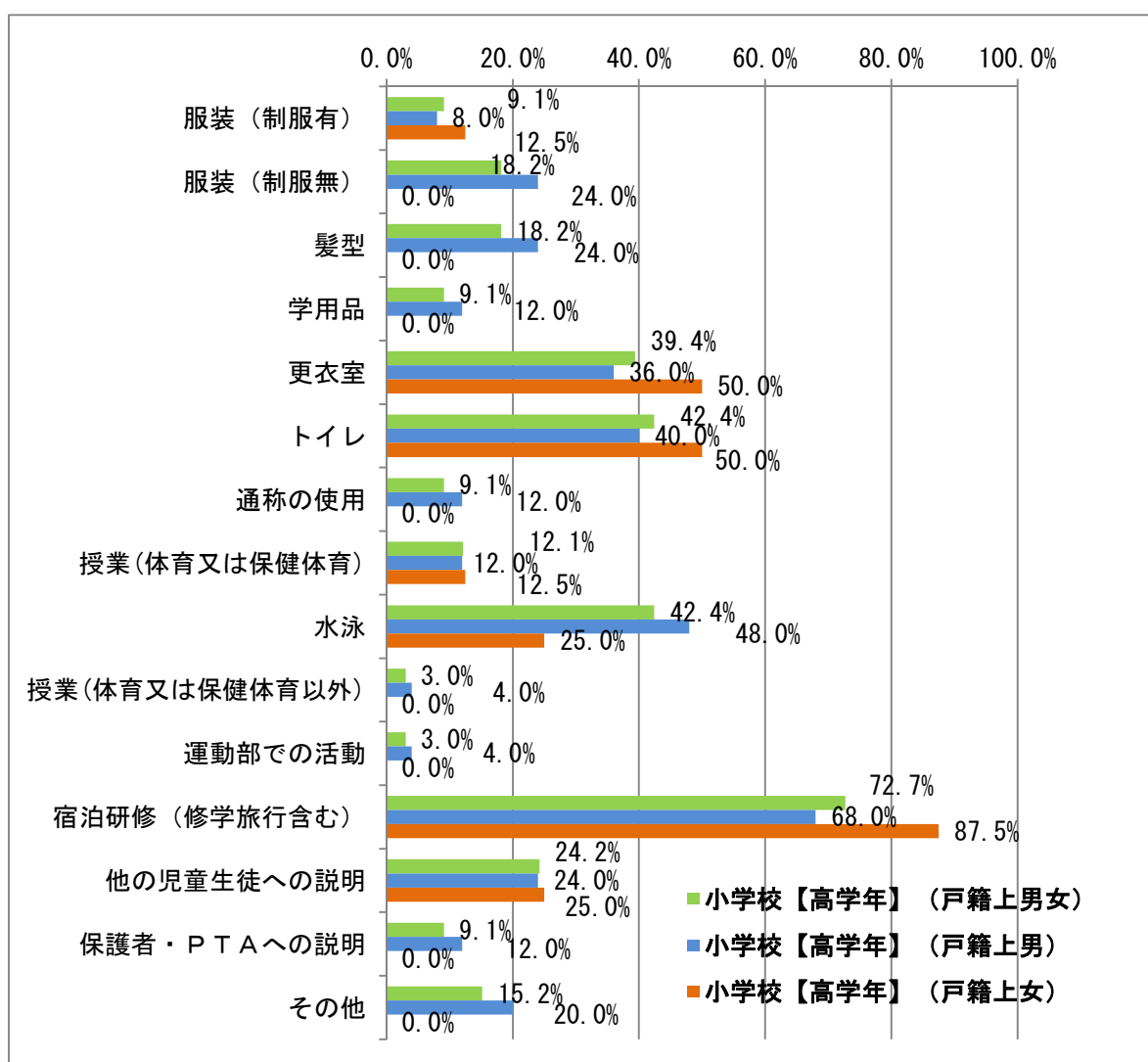


#### ④小学校（高学年）

##### （ア）特別な配慮

	配慮有	配慮無	無回答	回答数(件)
小学校【高学年】(戸籍上男女)	82.5%	17.5%	0.0%	40
小学校【高学年】(戸籍上男)	83.3%	16.7%	0.0%	30
小学校【高学年】(戸籍上女)	80.0%	20.0%	0.0%	10

##### （イ）特別な配慮をしている場合、その具体の項目【複数選択】



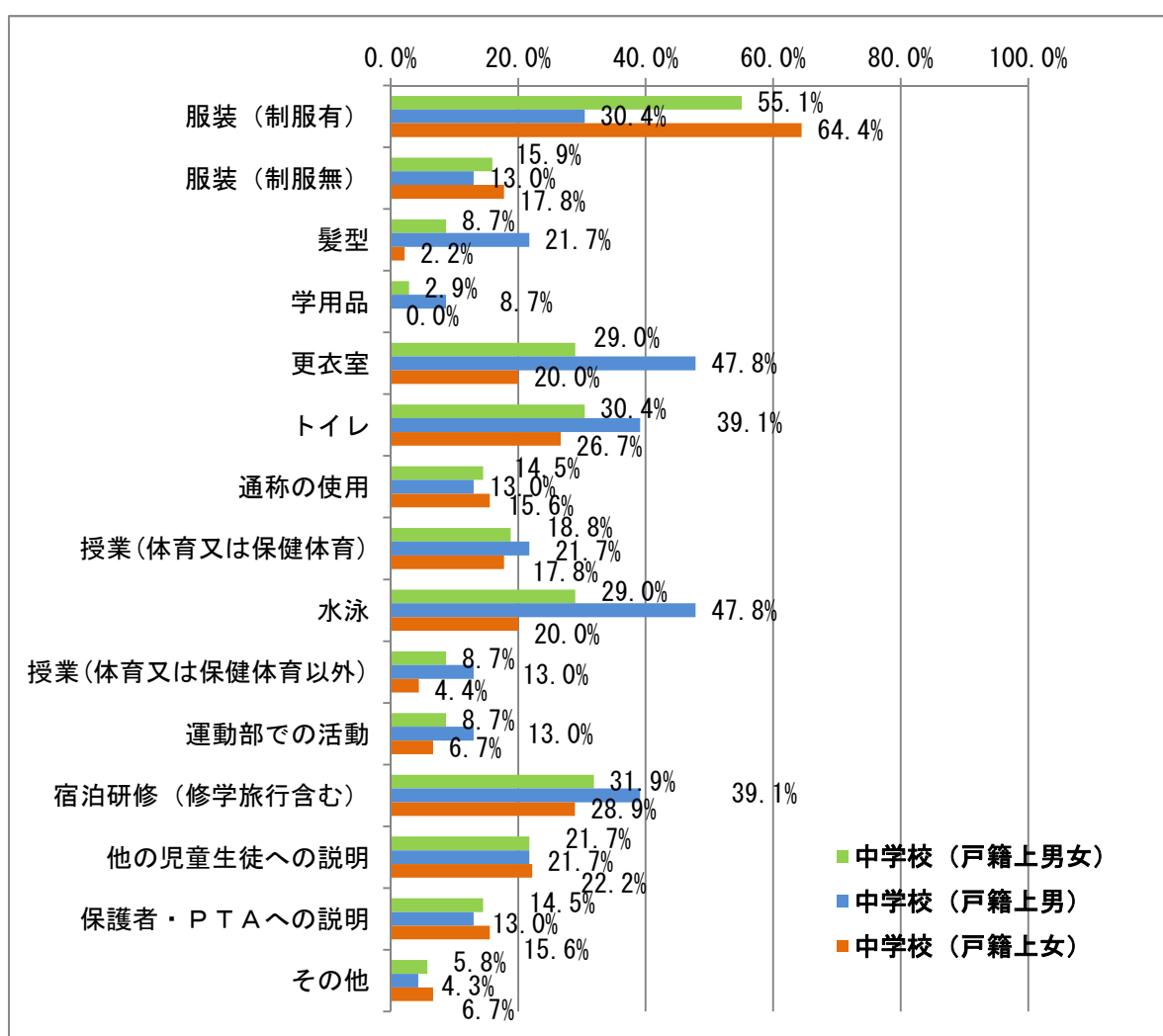
⑤中学校

(ア) 特別な配慮

	配慮有	配慮無	無回答	回答数(件)
中学校(戸籍上男女)	62.7%	37.3%	0.0%	110(※)
中学校(戸籍上男)	46.9%	53.1%	0.0%	49
中学校(戸籍上女)	76.3%	23.7%	0.0%	59

(※) 戸籍上の性別の記載無の回答2件を含む。

(イ) 特別な配慮をしている場合、その具体の項目【複数選択】



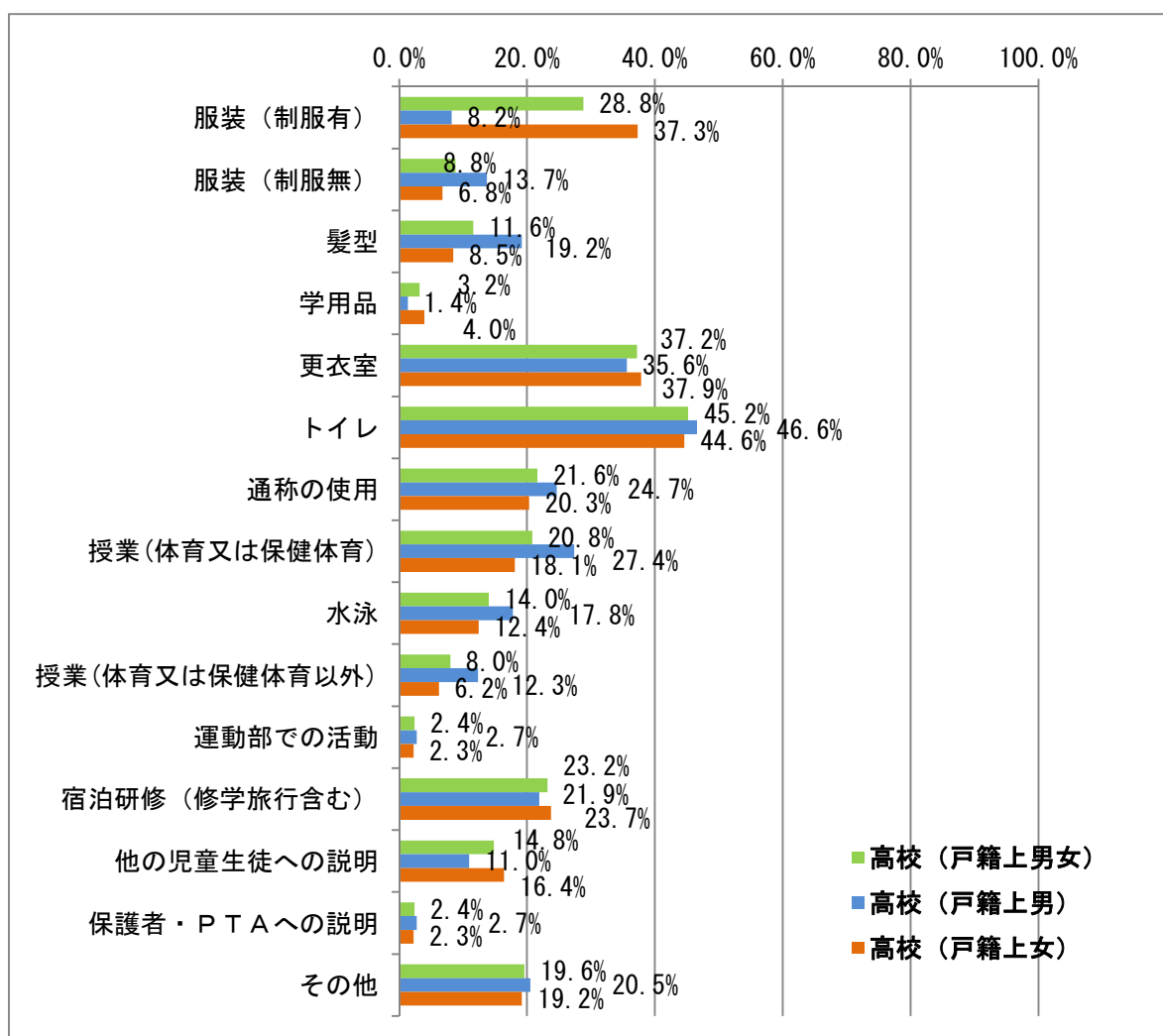
## ⑥高等学校

### (ア) 特別な配慮

	配慮有	配慮無	無回答	回答数(件)
高校(戸籍上男女)	62.0%	37.7%	0.2%	403(※)
高校(戸籍上男)	58.9%	41.1%	0.0%	124
高校(戸籍上女)	63.7%	36.0%	0.4%	278

(※) 戸籍上の性別の記載無の回答1件を含む。

### (イ) 特別な配慮をしている場合、その具体の項目【複数選択】



**【B. 調査票を提出する場合に可能な範囲での任意回答を求めた項目】**

**(5) 医療機関への受診の有無 (※無回答を除いた回答率：95.7%)**

- ①有：42.4% (257 件)
- ②無：36.8% (223 件)
- ③把握していない：16.5% (100 件)
- ④無回答：4.3% (26 件)

**(6) 性同一性障害としての診断の有無 (※無回答を除いた回答率：92.1%)**

(全体)

- ①有：27.2% (165 件)
- ②無：39.1% (237 件)
- ③把握していない：25.7% (156 件)
- ④無回答：7.9% (48 件)

(小学校低学年)

- ①有：23.1% (6 件)
- ②無：38.5% (10 件)
- ③把握していない：34.6% (9 件)
- ④無回答：3.8% (1 件)

(小学校中学年)

- ①有：14.8% (4 件)
- ②無：70.4% (19 件)
- ③把握していない：7.4% (2 件)
- ④無回答：7.4% (2 件)

(小学校高学年)

- ①有：25.0% (10 件)
- ②無：55.0% (22 件)
- ③把握していない：15.0% (6 件)
- ④無回答：5.0% (2 件)

(中学校)

- ①有：22.7 (25 件)
- ②無：43.6% (48 件)
- ③把握していない：19.1% (21 件)
- ④無回答：14.5% (16 件)

(高等学校)

- ①有：29.8% (120 件)
- ②無：34.2% (138 件)
- ③把握していない：29.3% (118 件)
- ④無回答：6.7% (27 件)

(7) 他の児童生徒や保護者に対する取扱（秘匿しているか否か）（※無回答を除いた回答率：89.9%）

- ①秘匿している：43.1%（261件）
- ②ごく一部を除いて秘匿している：14.4%（87件）
- ③秘匿していない：22.4%（136件）
- ④その他：10.1%（61件）
- ⑤無回答：10.1%（61件）

### (8) 学校の体制【自由記述】

（複数見られた記述）

- ・スクールカウンセラーが対応している。
- ・教育委員会、管理職、担任、副担任、スクールカウンセラー、養護教諭等の関係者で情報共有・連携し対応している。
- ・養護教諭が中心となり対応している。

（その他の記述）

- ・専門医と相談するよう提案したが本人は拒否している。
- ・保護者の意向で専門医への相談は控えている。
- ・当事者の会、親の会、フォーラム等に本人、教師ともに参加している。
- ・校内に特別支援委員会・ケース会議を設置し対応。
- ・学校外とは特に連携していない。

### (9) 現状【自由記述】

（複数見られた記述）

- ・周囲も受け入れており、特に問題無く生活している。
- ・不登校状態となっている。保健室に通うことが多い。
- ・家庭の理解が得られない、もしくは、理解するも受け止めるまでには至っていない。
- ・家庭の理解を得ている。

（その他の記述）

- ・完全に自認する性別として生活し周りも疑わない。
- ・本人のありのままの姿を受け止めてくれる友人がいるため友人関係で悩むことはない。
- ・服装について特別の配慮を行って以来、本人も明るくのびのびとした感じを受けるようになった。
- ・保護者より相談はあったが、学校生活での配慮は必要としていない。
- ・性同一性障害なのか一過性の気持ちなのか、本人の考えも揺れ動いており、性の不一致に悩んでいる。



- ・本人は他の生徒等へ明かすことなく過ごすことを希望しており、保護者もそれを望んでいるが、周囲の生徒は気付いており指導が難しい場面もある。
- ・新しい行動を起こす前には必ず保護者の合意を得ている。
- ・気持ちの浮き沈みがあり、自傷行為をしている。

## (10) 課題【自由記述】

(複数見られた記述)

- ・思春期を迎え心身の変化に伴い様々な課題が生じた時の対応。
- ・卒業後の進路・就職へのつなぎ方（高校段階）。
- ・専門医の不在。
- ・保護者の理解を得ることが困難。

(その他の記述)

- ・ホルモン療法を勝手に始めてしまった事例があることも踏まえ、本人が正しい知識を学べる場の提供。
- ・周囲の生徒や職員の共通理解の醸成。
- ・施設面での配慮のための場所や設備の確保。
- ・専門機関や事例の不在。
- ・本人のみならず周囲の児童への配慮の方法。
- ・校内体制の構築。
- ・個別の事情によるため対応のマニュアル化の困難さ。
- ・どこまで配慮すべきかの判断（特に小学校段階において、どこまで踏み込んだ対応をとることが適当かの判断）。
- ・誰まで知らせるべきかの判断。

### 3. 個別事例（抜粋）

#### （1）小学校（低学年）、戸籍上男、性同一性障害としての診断：有

（医療機関への受診：有、他児童生徒や保護者に対する取扱：秘匿していない）

##### ①学校の体制

入学前に保護者から相談があり、かかりつけの医師と学校職員が保護者同席の下で面談をしている。入学に当たっては、教育事務所から人を招いて対応について相談を行った。トイレ、通称の使用、水泳、保護者・PTAへの説明について、細心の配慮を行ってはいるが保護者との信頼関係を基盤とし将来の耐性などを見通して、本人並びに周りにも特別な扱いをしているように受け取られないよう、全校職員の共通行動により適宜対応している。

##### ②現状

女の子として元気に生活している。担任も子供たちも、他の女の子に接する態度と変わらない態度で接している。

##### ③課題

まだ低学年なので身体的な特徴も分からないが、成長するに従って、配慮しなければならない事が多くなると考えられる。

#### （2）小学校（中学年）、戸籍上男、性同一性障害としての診断：無

（医療機関への受診：無、他児童生徒や保護者に対する取扱：他児童の保護者には当該児童の保護者から伝えているが、他児童には現段階では理解が難しいと思われるため秘匿している。年齢が上がったら説明するか検討中。）

##### ①学校の体制

スクールカウンセラーがきめ細かく児童の様子を見守っている。教職員間で共通理解を図っている。

##### ②現状

当該児童の気持ちを尊重して生活できる環境を調べているので快適に過ごせている。他児童は一部気づいているが、特に騒ぐこと無く受け止めている。他児童の保護者の中には、子供がこの件について尋ねてきた際の回答の在り方について心配している方もいる。

##### ③課題

専門機関が少なく受診することが難しい。小学校段階で判断が可能か分からない。成長と共に心の葛藤が増えることに不安を感じる。今後の宿泊行事や運動行事への取組方について慎重に検討していく必要がある。

#### （3）小学校（中学年）、戸籍上男、性同一性障害としての診断：無

（医療機関への受診：無、他児童生徒や保護者に対する取扱：秘匿していない）

##### ①学校の体制

スクールカウンセラーと連携している。学校教職員間で共通理解を得ている。

## ②現状

今後、本人として、どうなりたい、どうしたいということがはっきりと分からない様子。

## ③課題

今後、高学年になり、思春期にさしかかる際にどのように支援していけばよいか。

### **(4) 小学校（高学年）、戸籍上男、性同一性障害としての診断：有**

(医療機関への受診：有、他児童生徒や保護者に対する取扱：秘匿していない)

#### ①学校の体制

学校としては、医師、専門家、教育委員会、進学先の中学校等と連携し、数回ケース会議を行っている。なお、服装と髪型は本人の意思を尊重するなどの特別な配慮を行っている。

#### ②現状

本人はのびのびと学校生活を送っている。保護者の理解もあり、本人にとってのよき支援者となっている。他の児童も本人に対し自然にふるまっている。

#### ③課題

これから思春期に入り、第二性徴が始まると、身体と心の性の不一致に本人が苦しむことが予想される。そのときに、どのような支援体制をとっていくのか、あるいは、中学校へ進学する際、どのように周りの生徒の理解を深めていくかが課題である。

### **(5) 中学校、戸籍上女、性同一性障害としての診断：有**

(医療機関への受診：有、他児童生徒や保護者に対する取扱：秘匿していない)

#### ①学校の体制

入学に当たり専門医の診断を受け、入学前に保護者、本人と打ち合わせを行い準備した。その後、(ア)入学式当日に本人・保護者よりクラス・保護者に公表、(イ)本人と職員より、学年集会で学年生徒に、全校集会で全校に公表、(ウ)PTA総会で校長より保護者に公表した。

また、更衣室、トイレ、健康診断、水泳について特別な配慮を行い、本人が自認する性別で学校生活を送れるようにしている。

#### ②現状

本人は男の子として学校生活を送り、他の生徒も男の子として接している。全校の前で自分の気持ちを公表した勇気に対し、全校生徒は本人が安心して過ごせる学校にしたいと受け入れている。

#### ③課題

全校生徒、保護者の理解があるので、特に問題なく、自然に過ごしている。

**(6) 高等学校、戸籍上女、性同一性障害としての診断：無**

(医療機関への受診：把握していない、他児童生徒や保護者に対する取扱：秘匿している)

**①学校の体制**

本人は悩み、不安などを養護教諭に相談しており、養護教諭はその内容に応じて、関係職員に報告し、学級担任とともに対応を行ってきた。

**②現状**

本校は女子生徒の制服にもスラックスがあるため、常時スラックスを着用しており、髪型や言動からもかなり男子生徒と同化しているように見受けられる。本人には、仲の良い男子生徒が数名おり、その仲間からは理解してもらっていると話している。本人は、早期にカウンセリング、診断、治療を開始し、男性として進路実現を図りたいという希望をもっているが、保護者の理解、協力は得られていない。

**③課題**

本人の男性として生きていきたいという気持ちは非常に強いものがあると感じられる。しかし、養護教諭としては、それが本当に「性同一性障害」からきているのか、または他の様々な揺れ動く感情からくるものなのか、専門医のカウンセリングを受けての診断を待ちたいという気持ちがある。

専門の機関が少ないこともあり、時間をかけずに治療を開始してくれるところを探して実行してしまう例も聞かすが、安易に治療を始めないよう、生徒をとりまく周囲の心身のサポートが重要だと考えている。

**(7) 高等学校、戸籍上女、性同一性障害としての診断：無**

(医療機関への受診：無、他児童生徒や保護者に対する取扱：秘匿していない)

**①学校の体制**

普段の学校生活や修学旅行などは本人からも配慮して欲しいという希望はないため、特に何もしていない。相談は随時養護教諭が受けている。

**②現状**

同性の友人も多くいる。校内で悪口を言われている様子は無い。本人は隠すつもりも無いが、浮いてしまわないよう生活している。

**③課題**

自分の気持ちをコントロールできている生徒なので、敢えて配慮をしないようにしている。しかし、校外では白い目で見られることもあると思われることから、今後の生活が心配である。

**(8) 高等学校、戸籍上男、性同一性障害としての診断：有**

(医療機関への受診：有、他児童生徒や保護者に対する取扱：秘匿していない)

**①学校の体制**

学校としては、管理職、養護教諭、学年主任、体育担当教諭、担任が情報を共有している。特別の配慮は行っていない。

## ②現状

出席状況は良好。クラス内では特別視されているような様子はなく、周りの生徒も個性として受け止めているようである。

## ③課題

教員の中でも偏見を持ったり、不用意な発言があったりということがあったため、研修等の必要性を感じる。トイレや更衣室などは他の生徒と時間をずらして利用しており、施設面でのケアや行事等での配慮を行っている。精神的に不安定な時期もあり、保護者との連携が重要であると思われる。

(以上)

教 生 学 1 3 6 号

平成 2 2 年 5 月 1 7 日

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

学 校 教 育 局 健 康 ・ 体 育 課 長

児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、初等中等教育局児童生徒課及びスポーツ・青少年局学校健康教育課から事務連絡がありました。

ついでには、この趣旨について管内の道立学校及び市町村教育委員会に周知徹底を図るとともに、性同一性障害をはじめとする新たな課題についても学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言をお願いします。

生徒指導・学校安全グループ

TEL 011-231-4111 内線 35-673

FAX 011-272-1234



事務連絡

平成22年4月23日

各都道府県教育委員会担当課  
各指定都市教育委員会担当課  
各都道府県担当課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課

御中

初等中等教育局 児童生徒課

スポーツ・青少年局 学校健康教育課

児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について（通知）

児童生徒に対する教育相談に関しては、これまでも、児童生徒一人一人の心情に最大限配慮した取組をお願いしているところであり、各学校等においては、様々な取組がなされているところですが、児童生徒が抱える問題は多様化し、ますます複雑になっております。

こうした中、先日、性同一性障害のある児童生徒に係る対応も報道等で取り上げられました（別添参照）。性同一性障害のある児童生徒は、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であり、学校での活動を含め日常の活動に悩みを抱え、心身への負担が過大なものとなることが懸念されます。こうした問題に関しては、個別の事案に応じたきめ細やかな対応が必要であり、学校関係者においては、児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止め、児童生徒の立場から教育相談を行うことが求められております。

したがって、各学校においては、学級担任や管理職を始めとして、養護教諭、スクールカウンセラーなど教職員等が協力して、保護者の意向にも配慮しつつ、児童生徒の実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、児童生徒の心情に十分配慮した対応をお願いいたします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知徹底を図るとともに、性同一性障害を始めとする新たな課題についても学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言をお願いします。

本件担当：児童生徒課 企画係  
電話 03-5253-4111（内線2559）

(別添)

## 男の子を女の子として受け入れることとなった性同一性障害の事例について

### 【受入れまでの経緯】

平成20年10月、小学1年生の男子児童の母親が自治体の家庭児童相談室を通じて市の教育委員会に相談を行ったところ、市教委から専門医への受診の提案を行った。平成21年2月専門医において初診を受け、その後、同年4月にその診断書を学校に提出し、配慮を求めた。学校長及び市町村教育委員会は相談・連携の下、同年7月、校長より専門医へ相談を行い、その結果、同年9月2学期より、女の子として受け入れを決定した。

### 【関係者への説明】

- 平成21年9月、校長より全職員に対して当該児童への配慮事項について指示。
- 9月1日全校朝会にて、校長より児童への説明。さらに、同日、全学級において、担任より説明。
- また学校 PTA 会長及び当該児童が在籍する2年生の学年委員の保護者には、学校長が説明。
- 当該児童の在籍する学級では、同年9月保護者会の席上で当該児童の保護者が、他の保護者に説明。

### 【現状】

平成21年9月以降、服装・トイレ等についても女の子として学校生活を送っており、特段の問題は生じていない。